

## 広島県警察本部公告第26号

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第16条の規定により公告する。

令和8年1月30日

広島県警察本部長 森 本 敦 司

### 1 事業内容

#### (1) 事業名称

広島県警察本部別館基町庁舎ほか自動販売機設置事業

#### (2) 事業の仕様等

公募要領及び仕様書による。

#### (3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※すべての物件について、更新はしない。

#### (4) 貸付場所、設置種類及び面積

物件番号	貸付場所 (施設名、所在地及び設置場所)		位置図 (図面記号)	貸付番号	設置種類	貸付範囲 (m <sup>2</sup> )
①	警察本部別館基町庁舎 (広島市中区基町1-4)	西館庁舎 非常階段付近	A	1	缶・ ペットボトル	1.82
	警察本部別館宇品東庁舎 (広島市南区宇品東四丁目1-34)	正面駐車場	B	2		2.40
	警察本部科学捜査研究所庁舎 (広島市中区光南二丁目26-2)	1階(フロア)	C	3		1.57
	坂町警察待機宿舎123号館 (安芸郡坂町平成ヶ浜五丁目)	1階(廊下)	D	4		1.79
	広島中央警察署庁舎 (広島市中区基町9-48)	庁舎裏口(犬走り)	E	5		1.25
		庁舎裏口(犬走り)	E	6		1.49
		庁舎裏口(犬走り)	E	7		1.49
	広島東警察署庁舎 (広島市東区二葉の里三丁目4-22)	1階(フロア)	F	8		1.79
		庁舎裏口駐車場	F	9		1.79
	広島西警察署庁舎 (広島市西区商工センター四丁目1-3)	1階(フロア)	G 1	10		1.57
		1階(廊下)	G 1	11		1.33
		3階(廊下)	G 2	12		1.35
	広島南警察署庁舎 (広島市南区出汐二丁目4-65)	1階(フロア)	H	13		1.30
		庁舎裏口駐車場	H	14		1.79
		5階(廊下)	H	15		1.79
	安佐南警察署庁舎 (広島市安佐南区西原九丁目3-20)	1階(フロア)	I	16		1.20
		裏庭駐車場	I	17		1.79
	安佐北警察署庁舎 (広島市安佐北区可部四丁目14-13)	庁舎裏口(犬走り)	J	18		1.57
		正面玄関(屋外)	J	19		1.79

①	佐伯警察署庁舎 (広島市佐伯区倉重一丁目26-1)	1階(廊下)	K	20	1.79 1.79 1.46 1.57 1.63 2.36 1.46 1.79	
		1階(廊下)	K	21		
	海田警察署庁舎 (安芸郡海田町つくも町1-45)	1階(廊下)	L	22		
		1階(廊下)	L	23		
	廿日市警察署庁舎 (廿日市市本町1-10)	庁舎裏口(コンクリート敷)	M	24		
		1階(廊下)	M	25		
②	大竹警察署庁舎 (大竹市本町一丁目8-10)	庁舎裏口(犬走り)	N	26	2.32 1.57 1.79 1.79 1.79 1.33 1.57 1.57 1.79 1.48 1.79	
	山県警察署庁舎 (山県郡安芸太田町大字加計3760-1)	庁舎裏口(フロア軒下)	O	27		
	呉警察署庁舎 (呉市西中央二丁目2-4)	裏庭駐車場	P	28	缶・ペットボトル	
		裏庭駐車場	P	29		
	呉警察署音戸分庁舎 (呉市音戸町南隱渡一丁目11-48)	庁舎裏口(コンクリート敷)	Q	30		
		裏庭駐車場	R	31		
	広警察署庁舎 (呉市広大新開一丁目5-6)	裏庭駐車場	R	32		
		庁舎裏口(コンクリート敷)	S	33		
③	江田島警察署庁舎 (江田島市江田島町中央四丁目13-1)	東広島警察署庁舎 (東広島市西条昭和町4-11)	庁舎正面横(犬走り)	T 1	34	缶・ペットボトル
	庁舎裏口(コンクリート敷)		T 1	35		
	2階(廊下)		T 2	36		
	竹原警察署庁舎 (竹原市中央一丁目1-13)	裏庭駐車場	U	37		
	竹原警察署大崎上島分庁舎 (豊田郡大崎上島町木江4952-1)	勝手口付近	V	38		
	福山東警察署庁舎 (福山市三吉町南二丁目5-31)	庁舎裏口(コンクリート敷)	W	39		
		庁舎裏口(コンクリート敷)	W	40		
		裏庭駐車場	X	41		
		1階	Y	42		
	福山西警察署庁舎 (福山市神村町3106-1)	庁舎裏口(コンクリート敷)	Z	43		
		庁舎裏口(コンクリート敷)	Z	44		
④	福山北警察署庁舎 (福山市市神辺町大字新道上字三丁目14)	尾道警察署庁舎 (尾道市新浜一丁目7-34)	庁舎裏口(コンクリート敷)	AA	45	缶・ペットボトル
	尾道警察署因島分庁舎 (尾道市因島土生町1900-3)	裏庭駐車場	BB	46		
	三原警察署庁舎 (三原市皆実三丁目2-6)	裏庭駐車場	BB	47		
		庁舎裏口(コンクリート敷)	CC	48		
	府中警察署庁舎 (府中市鶴飼町542-3)	庁舎裏口(コンクリート敷)	DD	49		
	世羅警察署庁舎 (世羅郡世羅町大字西上原427-1)	2階	EE	50		
	三次警察署庁舎 (三次市十日市中二丁目6-6)	車庫	EE	51	缶・ペットボトル	
		1階	FF	52		
	庄原警察署庁舎 (庄原市中本町一丁目3-8)					

④	安芸高田警察署庁舎 (安芸高田市吉田町吉田1204-2)	裏庭駐車場	GG	53		1.57
⑤	大竹警察署庁舎 (大竹市本町一丁目8-10)	裏庭駐車場	N	54	紙 カ ツ ブ	1.46
	吳警察署庁舎 (吳市西中央二丁目2-4)	裏庭駐車場	P	55		1.45
	安芸高田警察署庁舎 (安芸高田市吉田町吉田1204-2)	庁舎裏口(コンクリート敷)	GG	56		1.45
⑥	広島中央警察署庁舎 (広島市中区基町9-48)	庁舎裏口(犬走り)	E	57	紙 パ ツ ク	1.35
		庁舎裏口(犬走り)	E	58		1.45
	広島東警察署庁舎 (広島市東区二葉の里三丁目4-22)	1階(フロア)	F	59		1.06
	広島西警察署庁舎 (広島市西区商工センター四丁目1-3)	庁舎裏口(バルコニー)	G 1	60		1.06
	安佐南警察署庁舎 (広島市安佐南区西原九丁目3-20)	裏庭駐車場	I	61		1.79
	佐伯警察署庁舎 (広島市佐伯区倉重一丁目26-1)	裏庭駐車場	K	62		1.79
	廿日市警察署庁舎 (廿日市市本町1-10)	庁舎裏口(コンクリート敷)	M	63		1.29
	呉警察署庁舎 (呉市西中央二丁目2-4)	裏庭駐車場	P	64		1.57
	広警察署庁舎 (呉市広大新開一丁目5-6)	裏庭駐車場	R	65		1.06
	竹原警察署庁舎 (竹原市中央一丁目1-13)	裏庭駐車場	U	66		1.21
⑦	福山北警察署庁舎 (福山市神辺町大字新道上字三丁目14)	1階	Y	67		1.42
	牛田新町県警待機宿舎45・46号館 (広島市東区牛田新町二丁目)	土地	HH	68	缶・ ペッ トボ トル	2.54
		土地	II	69		1.79

※1 貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地、使用済容器回収ボックスの設置部分を含みます。

なお、回収ボックス設置方法及び使用済容器の回収方法の詳細については、事前に広島県警察の承諾を得れば、落札者間で協議の上、決定することができます。

※2 自動販売機は、貸付番号の場所ごとに1台を必ず設置してください。

※3 回収ボックスは、貸付番号の場所ごとに原則として1個設置してください。ただし、貸付番号1、2、25、28、52及び68の場所には必ず2個以上設置してください。

※4 貸し付ける物件は、飲料用自動販売機（酒類不可）の設置以外の用途で使用することはできません。

※5 自動販売機の主な利用者は、警察職員です。

※6 紙カップ式自動販売機の貸付場所周辺には、水道管が敷設されています。

※7 貸付番号 64 及び 67 は、紙パックのみでなく、紙パックと缶及びペットボトルの混合とすることができます。

#### (5) 入札方法

物件番号ごとに、貸付料の年額で入札に付する。

#### (6) 入札書の記載方法等

##### ア 物件番号①から⑥

消費税及び地方消費税を含めた1年間分の貸付料を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

##### イ 物件番号⑦

入札者は、1年間分の貸付料を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件公募の公告日から開札日までの間のいずれかの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人にあっては広島県内に本店、支店、営業所等を有し、個人にあっては広島県内で事業を営んでおり、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (6) 自動販売機を自ら管理・運営する実績を 3 年以上有していること。
- (7) 広島県税及び特別法人事業税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 募集要領及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

##### ア 交付場所

〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号

広島県警察本部総務部施設課管財係（広島県庁舎東館 15 階）

##### イ 交付期間

令和 8 年 1 月 30 日（金）から令和 8 年 2 月 12 日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間、隨時交付する。

##### ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は広島県警察ホームページからダウンロードする

こと。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、募集要領に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出期限

令和8年2月12日（木）午後5時

ウ 提出先

上記(1)アの場所

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和8年2月17日（火）までに通知する。

(3) 入札書の提出方法

持参又は郵送等による。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 物件番号① 令和8年3月4日（水） 午後1時00分
- (イ) 物件番号② 令和8年3月4日（水） 午後1時30分
- (ウ) 物件番号③ 令和8年3月4日（水） 午後2時00分
- (エ) 物件番号④ 令和8年3月4日（水） 午後2時30分
- (オ) 物件番号⑤ 令和8年3月4日（水） 午後3時00分
- (カ) 物件番号⑥ 令和8年3月4日（水） 午後3時30分
- (キ) 物件番号⑦ 令和8年3月4日（水） 午後4時00分

ただし、郵送等による場合は、令和8年3月3日（火）午後5時までに必着することとする。

イ 場所

広島市中区基町9番42号

広島県庁舎東館14階会議室

ただし、郵送等による場合は、上記(1)アの場所に提出することとする。

ウ その他

持参による場合は、入札開始前及び開札開始後に提出することはできないこととする。

#### 4 落札者の決定方法

- (1) 広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 入札者に求められる義務  
入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) その他  
募集要領による。

#### 6 問合せ先

〒730-8507 広島市中区基町9番42号

広島県警察本部総務部施設課管財係(広島県庁舎東館15階)

電話 (082) 228-0110 内線2268 ファクシミリ (082) 223-3023

メールアドレス psokanzai@pref.hiroshima.lg.jp